

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令等の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

改 正 前

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第一条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十二条の二 省 略

2・3 省 略

4 法第十条第三項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 その事業（法第十条第一項に規定する事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供した特定機械装置等（同条第一項に規定する特定機械装置等をいう。以下この項において同じ。）が不動産所得の基因となる資産である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 税額控除に関する規定（同条第三項及び第四項の規定並びに税額計算特例規定（所得税法第九十三条、第九十五条、第六十六条の五の三及び第六十五条の六の規定並びに租税特別措置法第十条第一項、第四項及び第七項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の五の三第三項の四の二第三項、第十条の五の四第一項及び第二項、第十条の五の五第三項及び第四項、第十条の五の六第七項から第九項まで、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第二項、第四十一条の十九の三第一項から第七項まで並びに第四十一条の十九の四第一項及び第二項の規定をいう。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）をいう。以下この項において同じ。）を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額（租税特別措置法第四

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十二条の二 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一 その事業（法第十条第一項に規定する事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供した特定機械装置等（同条第一項に規定する特定機械装置等をいう。以下この項において同じ。）が不動産所得の基因となる資産である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 税額控除に関する規定（同条第三項及び第四項の規定並びに税額計算特例規定（所得税法第九十三条、第九十五条、第六十六条の五の三及び第六十五条の六の規定並びに租税特別措置法第十条第一項、第四項及び第七項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の五の三第三項の四の二第三項、第十条の五の四第一項及び第二項、第十条の五の五第三項及び第四項、第十条の五の六第七項から第九項まで、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第三項及び第五項から第八項まで並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定をいう。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）をいう。以下この項において同じ。）を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額（

十一條の三の三第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該給与所得の金額からこれらの規定による控除をした残額。以下第十二條の三の三までにおいて同じ。）、譲渡所得の金額（所得税法第三十三條第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額。以下第十二條の三の三までにおいて同じ。）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに不動産所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額

二・三 省略

5 8 省略

（被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例）

第十三條の三 省略

2・3 省略

4 個人が、その有する土地等で法第十一条の四第一項の規定により譲渡がなかつたものとされるものの上にある資産（棚卸資産を除く。）が土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七條の規定により除却される場合において、当該資産の損失に対する同法第七十八條第一項の規定による補償金を取得するときは、当該補償金を取得する場合は租税特別措置法第三十三條第四項第二号に掲げる場合に、当該資産は同号に規定する土地の上にある資産に、当該補償金は同号に規定する補償金にそれぞれ該当するものとみなして、同条及び同法第三十三條の四から第三十三條の六までの規定を適用する。

5 法第十一条の四第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十五條から第三十五條の三まで、第三十六條の二及び第三十七條の五の規定の適用については、同法第三十五條第二項第一号中「又は第三十三條」とあるのは、「第三十三條」と、「第三十七條の八の規定」とあるのは「第三十七條の八の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下第三十七條の五までにおいて「震災特例法」という。）第十一条の四の規定」と、同法第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項及び第三十六條の二第一項中「又は第三十七條の八の規定」とあるのは「若しくは第三十七條の八の規定又は

租税特別措置法第四十一條の三の三第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該給与所得の金額からこれらの規定による控除をした残額。以下第十二條の三の三までにおいて同じ。）、譲渡所得の金額（所得税法第三十三條第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額。以下第十二條の三の三までにおいて同じ。）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに不動産所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額

二・三 同上

5 8 同上

（被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例）

第十三條の三 同上

2・3 同上

4 個人が、その有する土地等で法第十一条の四第一項の規定により譲渡がなかつたものとされるものの上にある資産（棚卸資産を除く。）が土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七條の規定により除却される場合において、当該資産の損失に対する同法第七十八條第一項の規定による補償金を取得するときは、当該補償金を取得する場合は租税特別措置法第三十三條第三項第二号に掲げる場合に、当該資産は同号に規定する土地の上にある資産に、当該補償金は同号に規定する補償金にそれぞれ該当するものとみなして、同条及び同法第三十三條の四から第三十三條の六までの規定を適用する。

5 法第十一条の四第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十五條から第三十五條の三まで、第三十六條の二、第三十七條の五及び第三十七條の九の規定の適用については、同法第三十五條第二項第一号中「又は第三十三條」とあるのは、「第三十三條」と、「第三十七條の九の規定」とあるのは「第三十七條の九の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下第三十七條の九までにおいて「震災特例法」という。）第十一条の四の規定」と、同法第三十五條の二第一項及び第三十五條の三第一項中「又は第三十七條の八の規定」とあるのは「若しくは第三十七條の八の規定又は震災

(被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

場合を含む。）」又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、租税特別措置法第三十七条の五、第四十一条、第四十一条の三及び第四十一条の十九の四の規定の適用については、同法第三十七条の五第五項中「第三十一条の三第二項」とあるのは「第三十一条の三第二項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同条第一項」とあるのは「第三十一条の三第一項」と、「同条の」とあるのは「同条（震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」の」とあり、同法第四十一条第二十三項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの（震災特例法第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産、資産又は譲渡資産に該当するものを含む。）」と、「の規定の」とあるのは「の規定（これらの規定を震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の」と、同法第四十一条の十九の四第十二項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの（震災特例法第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）」とあり、同法第四十

(被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

場合を含む。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、租税特別措置法第三十七条の五、第四十一条、第四十一条の三及び第四十一条の十九の四の規定の適用については、同法第三十七条の五第五項中「第三十一条の三第二項」とあるのは「第三十一条の三第二項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同条第一項」とあるのは「第三十一条の三第一項」と、「同条の」とあるのは「同条（震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」のと同法第四十一条第二十一項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの（震災特例法第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産、資産又は譲渡資産に該当するものを含む。）」と、「の規定の」とあるのは「（これらの規定を震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の」と、同法第四十一条の十九の四第十三項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの（震災特例法第十一条の七第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）」とあるのは「第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）」とあり、同法第四十二条の二第三項中「当該規定」とあるのは「第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）」とあること等から見て、本件改正は、前記のとおりである。

適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産又は資産に該当するものを含む。）と、「の規定の」とあるのは「（これらの規定を震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の」とする。

2・3 省 略

第十四条 省 略 （特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例）

2・18 省 略

19 法第十二条第一項（同条第三項又は第四項において準用する場合及びこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合を含む。）又は第九項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条の五、第三十七条の六及び第三十七条の八の規定の適用については、同法第三十四条第一項中「又は第三十七条の四の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の四の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下第三十七条の八までにおいて「震災特例法」という。）第十二条の規定」と、同法第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項中「又は第三十七条の四の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の四の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、同法第三十五条第二項第一号中「又は第三十三条」とあるのは「第三十三条」と、「第三十七条の八の規定」とあるのは「第三十七条の八の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、同法第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項及び第三十六条の二第一項中「又は第三十七条の八の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の八の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、同法第三十六条の五中「その他」とあるのは「震災特例法第十二条第九項の規定の適用を受ける交換その他」と、同法第三十七条の五第一項中「第三十七条の規定」とあるのは「第三十七条の規定若しくは震災特例法第十二条の規定」と、同条第四項中「政令で定める交換」とあるのは「震災特例法第十二条第九項の規定の適用を受ける交換」と、同法第三十七条の六第一項第一号中「又は第三十七条の四の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の四の規

適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用されるこれらの規定に規定する居住用財産又は資産に該当するものを含む。）と、「の規定の」とあるのは「（これらの規定を震災特例法第十一条の七第一項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の」とする。

2・3 同 上

第十四条 同 上 （特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例）

2・18 同 上

19 法第十二条第一項（同条第三項又は第四項において準用する場合及びこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合を含む。）又は第九項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十七条の八及び第三十七条の九の規定の適用については、同法第三十四条第一項中「又は第三十七条の九の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の九の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下第三十七条の九までにおいて「震災特例法」という。）第十二条の規定」と、同法第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項中「又は第三十七条の九の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の九の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、同法第三十五条第二項第一号中「又は第三十三条」とあるのは「第三十三条」と、「第三十七条の九の規定」とあるのは「第三十七条の九の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、同法第三十五条の二第一項及び第三十五条の三第一項中「又は第三十七条の八の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の八の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、同法第三十六条の二第一項中「又は第三十七条の九の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の九の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、同法第三十六条の五中「その他」とあるのは「震災特例法第十二条第九項の規定の適用を受ける交換その他」と、同法第三十七条の五第一項中「第三十七条の規定」とあるのは「第三十七条の規定若しくは震災特例法第十二条の規定」と、同条第四項中「政令で定める交換」とあるのは「震災特例法第十二条第九項の規定の適用を受ける交換その

定又は震災特例法第十二条の規定」と、「同法」とあるのは「農業振興地域の整備に関する法律」と、同項第二号中「又は前条の規定」とあるのは「若しくは前条の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、「同法第十一条」とあるのは「農住組合法第十一条」と、同法第三十七条の八第一項中「政令で定める交換」とあるのは「震災特例法第十二条第九項の規定の適用を受ける交換その他政令で定める交換」とする。

20 省 略

（被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例）
第十四条の三 法第十二条の三に規定する政令で定める要件は、同条の債務処理に関する計画が第十七条第一項各号に掲げる要件の全てに該当することとする。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例）

第十五条 法第十三条第三項又は第四項の居住者又は個人が、これらの規定の適用を受けようとする場合における同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等（次項において「新規住宅借入金等」という。）の金額に係る租税特別措置法第四十一条第三十四項及び第三十五項の規定の適用については、同条第三十四項中「、当該」とあるのは「当該」と、「場合」とあるのは「場合であつて、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項に規定する従前家屋又は同条第二項に規定する従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつたことを証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合」と、同条第三十五項中「並びに同項」とあるのは「、同

他政令で定める交換」と、同法第三十七条の六第一項第一号中「又は第三十七条の四の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の四の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、「同法」とあるのは「農業振興地域の整備に関する法律」と、同項第二号中「又は第三十七条の四の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の四の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、「同法」とあるのは「集落地域整備法」と、同項第三号中「又は前条の規定」とあるのは「若しくは前条の規定又は震災特例法第十二条の規定」と、「同法第十一条」とあるのは「農住組合法第十一条」と、同法第三十七条の八第一項中「政令で定める交換」とあるのは「震災特例法第十二条第九項の規定の適用を受ける交換その他政令で定める交換」と、同法第三十七条の九第一項中「第三十七条の規定」とあるのは「第三十七条の規定並びに震災特例法第十二条の規定」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

20 同 上

（被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例）
第十四条の三 法第十二条の三に規定する政令で定める要件は、同条の債務処理に関する計画が第十七条第一項第一号から第三号まで及び第四号イ又はハに掲げる要件に該当することとする。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例）

第十五条 法第十三条第三項又は第四項の居住者又は個人が、これらの規定の適用を受けようとする場合における同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等（次項において「新規住宅借入金等」という。）の金額に係る租税特別措置法第四十一条第三十一項及び第三十二項の規定の適用については、同条第三十一項中「、当該」とあるのは「当該」と、「場合」とあるのは「場合であつて、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項に規定する従前家屋又は同条第二項に規定する従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつたことを証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合」と、同条第三十二項中「並びに同項」とあるのは「、同

項」と、「その他の書類」とあるのは「その他の書類並びに同項の財務省令で定める書類」とする。

- 2 新規住宅借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける居住者又は個人に係る租税特別措置法施行令第二十六条の二第八項及び第九項の規定の適用については、同条第八項中「事項に」とあるのは「事項及びその者が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の居住者又は個人であることに」と、同項第一号ホ及び第二号ニ中「により同条」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第二項の規定により法第四十一条」と、同条第九項中「同条第三十四項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条第一項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十四項」と、「の添付」とあるのは「及び同令第十五条第一項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十四項の財務省令で定める書類の添付」とする。

3 省 略

- 4 新規増改築等借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける居住者又は個人に係る租税特別措置法施行令第二十六条の二第四項の二第四項の規定の適用については、同項中「三年内」とあるのは「三年内」と、「事項に」とあるのは「事項及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の居住者又は個人であることに」と、「第二十六条の二第四項の二第三項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十四項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条第三項の規定により読み替えて適用される第二十六条の二第四項の二第三項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十四項」と、「及び第二十六条の二第四項の二第三項」とあるのは「及び同令第十五条第三項の規定により読み替えて適用される第二十六条の二第四項の二第三項」とする。

2 第十五条の二 省 略

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）

- 2 前項第三号の場合において、住宅被災者が、二以上の法第十三条の二

項」と、「その他の書類」とあるのは「その他の書類並びに同項の財務省令で定める書類」とする。

- 2 新規住宅借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける居住者又は個人に係る租税特別措置法施行令第二十六条の三第八項及び第九項の規定の適用については、同条第八項中「事項に」とあるのは「事項及びその者が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の居住者又は個人であることに」と、同項第五号中「により同条」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第二項の規定により法第四十一条」と、同条第九項中「同条第三十一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条第一項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十一項」と、「の添付」とあるのは「及び同令第十五条第一項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十一項の財務省令で定める書類の添付」とする。

3 同 上

- 4 新規増改築等借入金等の金額につき法第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける居住者又は個人に係る租税特別措置法施行令第二十六条の二第四項の二第四項の規定の適用については、同項中「三年内」とあるのは「三年内」と、「事項に」とあるのは「事項及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の居住者又は個人であることに」と、「次条第二十三項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条第三項の規定により読み替えて適用される次条第二十三項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十一項」と、「及び次条第二十三項」とあるのは「及び同令第十五条第三項の規定により読み替えて適用される次条第二十三項」とする。

2 第十五条の二 同 上

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）

- 2 前項第三号の場合において、住宅被災者が、二以上の法第十三条の二

第三項に規定する住宅の特別特定再取得等（以下この項及び次項において「住宅の特別特定再取得等」という。）をし、かつ、これらの住宅の特別特定再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等（同条第三項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等という。次項において同じ。）を同一の年中に租税特別措置法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したときは、同号に規定する選択は、これらの住宅の特別特定再取得等に係る法第十三条の二第三項に規定する再建特別特定住宅借入金等の金額の全てについてしなければならないものとする。

3 法第十三条の二第四項に規定する政令で定める金額は、住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額（住宅被災者が当該住宅の特別特定再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額に、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）から当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額とする。

一 当該居住用家屋若しくは既存住宅又は認定住宅等 これらの家屋の租税特別措置法施行令第二十六条第一項各号に規定する床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合

二 省 略

4 法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条並びに同法第四十一条の二の二及び第四十一条の二の三の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 住宅被災者が法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合における同条第三十四項及び第三十五項の規定の適用については、前条第一項の規定にかかわらず、同法第四十一条第三十四項中「、当該」とあるのは「当該」と、「場合」とあるのは「場合であつて、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例

第三項に規定する住宅の特別特定再取得等（以下この項及び次項において「住宅の特別特定再取得等」という。）をし、かつ、これらの住宅の特別特定再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅（同条第三項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅をいう。次項において同じ。）を同一の年中に租税特別措置法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したときは、同号に規定する選択は、これらの住宅の特別特定再取得等に係る法第十三条の二第三項に規定する再建特別特定住宅借入金等の金額の全てについてしなければならないものとする。

3 法第十三条の二第四項に規定する政令で定める金額は、住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額（住宅被災者が当該住宅の特別特定再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額に、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）から当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額とする。

一 当該居住用家屋若しくは既存住宅又は認定住宅 これらの家屋の租税特別措置法施行令第二十六条第一項各号に規定する床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合

二 同 上

4 法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条及び同法第四十一条の二の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 住宅被災者が法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合における同条第三十一項及び第三十二項の規定の適用については、前条第一項の規定にかかわらず、同法第四十一条第三十一項中「、当該」とあるのは「当該」と、「場合」とあるのは「場合であつて、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例

に関する法律（第四十一条の二において「震災特例法」という。）
（第十三条の二第一項に規定する従前住宅が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつたことその他の財務省令で定める事実を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合」と、同条第三十五項中「並びに同項」とあるのは「同項」と、「その他の書類」とあるのは「その他の書類並びに同項の財務省令で定める書類」とする。

二 法第十三条の二第二項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた住宅被災者が同法第四十一条の二の規定の適用を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは第十六項の規定により同条」とあるのは「又は震災特例法第十三条の二第三項の規定により第四十一条」と、同条第四項及び第七項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは第十六項の規定により同条」とあるのは「又は震災特例法第十三条の二第三項の規定により第四十一条」と、同条第八項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「居住日の属する年が令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは第十六項の規定により同条」とあるのは「又は震災特例法第十三条の二第三項の規定により第四十一条」と、同条第十三条の二第二項の規定により租税特別措置法第四十一条の規

に関する法律（第四十一条の二において「震災特例法」という。）
（第十三条の二第一項に規定する従前住宅が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつたことその他の財務省令で定める事実を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合」と、同条第三十二項中「並びに同項」とあるのは「同項」と、「その他の書類」とあるのは「その他の書類並びに同項の財務省令で定める書類」とする。

二 法第十三条の二第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた住宅被災者が同法第四十一条の二の規定の適用を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第一項、第四項及び第七項中「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあり、並びに同条第八項中「第四十一条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは、「震災特例法第十三条の二第三項の規定により第四十一条」とする。

定の適用を受けようとする住宅被災者から同法第四十一条の二の三第二項に規定する適用申請書の提出を受けた同条第一項に規定する債権者が同条第二項の規定により同項の調書を提出する場合における租税特別措置法施行令第二十六条の三第二項の規定の適用については、同項第一号中「令和五年」とあるのは「令和五年から令和七年までの各年」と、「若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは」とあるのは「又は」とする。

5

法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二第八項及び第九項の規定の適用については、同条第八項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは第十六項の規定により同条」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と、同項第一号中「法第四十一条第十項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項」と、「同条」とあるのは「法第四十一条」と、同号へ中「法第四十一条第十三項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第三項」と、「より同条の」とあるのは「より法第四十一条の」と、「同条第十五項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項」と、「控除限度額」とあるのは「再建特別特定控除限度額」と、同項第二号中「法第四十一条第十項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項」と、「同条の」とあるのは「法第四十一条の」と、「その旨、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等、買取再販認定住宅等の取得又は同項に規定する認定住宅等である同条第一項に規定する既存住宅の取得で買取再販認定住宅等の取得に該当するものの以外のものいづれに該当するかを別及びその適用に係る同条第十項に規定する認定住宅等が同項各号に掲げる家屋（同条第十九項の規定

5

法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行令第二十六条の三第八項及び第九項の規定の適用については、同条第八項中「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と、同項第五号中「法第四十一条第十項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項」と、「同条」とあるのは「法第四十一条」と、同項第六号中「法第四十一条第十三項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第三項」と、「より同条の」とあるのは「より法第四十一条の」と、「同条第十五項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項」と、「控除限度額」とあるのは「再建特別特定控除限度額」と、同条第九項中「同条第三十一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条の二第四項第一号の規定により読み替えられた法第四十一条第三十一項」と、「の添付」とあるのは「及び同号の規定により読み替えられた法第四十一条第三十一項の財務省令で定める書類の添付」とする。

によりみなして適用される家屋を含む。」のいずれに該当するか(別当該住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得である場合に限る。)」とあるのは「その旨」と、同条第九項中「同条第三十四項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条の二第四項第一号の規定により読み替えられた法第四十一条第三十四項」と、「の添付」とあるのは「及び同号の規定により読み替えられた法第四十一条第三十四項の財務省令で定める書類の添付」とする。

(再投資等準備金)

第十八条の三 省 略

2 法第十八条の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項並びに租税特別措置法第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項の規定を適用しないで計算した場合の法第十八条の三第一項の適用年度の所得の金額とする。

3 法第十八条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法、法人税法施行令、法人税法施行令の一部を改正する政令(昭和四十二年政令第百六号)及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 省 略

五 租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二第十四項に規定する計算した金額は、特別損金算入規定により租税特別措置法第六十六条の十三第十二項の通算法人の同条第一項に規定する対象事業年度又は同条第十二項に規定する他の通算法人の同項に規定する他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を損金の額に算入するものとして計算するものとする。

(準備金方式による特別償却)

第十八条の五 法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第五十二条の三の規定を適用する場合における租税特別措置法施行令第三十一条第一項の規定の適用については、同項中「前条第三項各号」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の四第二項の規定により読み替え

(再投資等準備金)

第十八条の三 同 上

2 法第十八条の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項並びに租税特別措置法第六十六条の十三第一項及び第五項から第十項までの規定を適用しないで計算した場合の法第十八条の三第一項の適用年度の所得の金額とする。

3 同 上

一 同 上

(準備金方式による特別償却)

第十八条の五 法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第五十二条の三の規定を適用する場合における租税特別措置法施行令第三十一条の規定の適用については、同条中「前条第三項各号」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の四第二項の規定により読み替えられた

られた前条第三項各号」とする。

（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

第十八条の七 省 略

2 法第十八条の九第一項各号に規定する買取りによる同項に規定する土地等の譲渡がある場合における租税特別措置法第六十五条の五の二又は第六十五条の七（法第十九条第十四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該譲渡は、租税特別措置法第六十五条の五の二第七項第二号イ又は第六十五条の七第十六項第一号イに掲げる譲渡に該当するものとみなす。

3 省 略

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第十九条 省 略

2と37 省 略

38 法第十九条から第二十一条までの規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十二条の第三十項（同法第六十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十二条の第三十項				
省 略		省 略	省 略	省 略
省 略		第六十六条までの規定	省 略	省 略
省 略		第六十六条まで若しくは震災特例法第十九条から第二十一条までの規定	省 略	省 略

前条第三項各号」とする。

（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

第十八条の七 同 上

2 法第十八条の九第一項各号に規定する買取りによる同項に規定する土地等の譲渡がある場合における租税特別措置法第六十五条の五の二、第六十五条の七（法第十九条第十四項において準用する場合を含む。）又は第六十六条の二の規定の適用については、当該譲渡は、租税特別措置法第六十五条の五の二第七項第二号イ、第六十五条の七第十六項第一号イ又は第六十六条の二第十四項第二号イに掲げる譲渡に該当するものとみなす。

3 同 上

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第十九条 同 上

2と37 同 上

38 同 上

同 上				
同 上		同 上	同 上	同 上
同 上		第六十六条の二までの規定	同 上	同 上
同 上		第六十六条の二まで若しくは震災特例法第十九条から第二十一条までの規定	同 上	同 上

四項	
省 略	省 略
省 略	省 略

39 法第十九条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産が、租税特別措置法第六十五条の三第一項各号、第六十五条の四第一項各号、第六十五条の五第一項各号、第六十五条の五の二第二項及び第六十五条の十第一項各号に該当することとなったこれらの規定に規定する土地等である場合における同法第六十五条の三から第六十五条の五の二まで及び第六十五条の十の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

租税特別措置法第六十五条の三第一項	又は第六十六条	若しくは第六十六条又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十九条から第二十一条まで
租税特別措置法第六十五条の四第一項、第六十五条の五第一項及び第六十五条の五の二第一項	又は第六十六条	若しくは第六十六条又は震災特例法第十九条から第二十一条まで

同 上	同 上
同 上	同 上

39 法第十九条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産が、租税特別措置法第六十五条の三第一項各号、第六十五条の四第一項各号、第六十五条の五第一項各号、第六十五条の五の二第二項、第六十五条の十第一項各号及び第六十六条の二第二項に該当することとなったこれらの規定に規定する土地等である場合における同法第六十五条の三から第六十五条の五の二まで、第六十五条の十及び第六十六条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同 上	又は第六十六条の二	若しくは第六十六条の二又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十九条から第二十一条まで
租税特別措置法第六十五条の四第一項及び第六十五条の五第一項	又は第六十六条の二	若しくは第六十六条の二又は震災特例法第十九条から第二十一条まで
租税特別措置法第六十五条の五の二第一項	又は第六十六条	若しくは第六十六条又は震災特例法第十九条から第二十一条まで

租税特別措置 法第六十五条 の十第一項第 一号	省 略	省 略
----------------------------------	--------	--------

租税特別措置 法第六十五条 の十第一項第 二号	又は前三条 同法第十一条	若しくは前三条又は震災特例法第十 九条から第二十一条まで 農住組合法第十一条
----------------------------------	---------------------	--

40
省
略

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた
場合の贈与税の非課税の対象となる住宅用の家屋の要件等)
第二十九条の二 省 略

2
省
略

3
法第三十八条の二第二項第三号に規定する地震に対する安全性に係る
規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令(昭和二十

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
租税特別措置 法第六十五条 の十第一項第 二号	又は前三条 同法	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
租税特別措置 法第六十五条 の十第一項第 三号	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
租税特別措置 法第六十六条 の二十四項 第二号ハ	又は の規定	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
租税特別措置 法第六十六 条の二十四項 第二号ニ	又は第五項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

40
同
上

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた
場合の贈与税の非課税の対象となる住宅用の家屋の要件等)
第二十九条の二 同 上

2
同
上

3
法第三十八条の二第二項第三号に規定する地震に対する安全性に係る
規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令(昭和二十

五年政令第三百三十八号)第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準若しくは同項第二号に規定する住宅用家屋が昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであることとする。

4 8 省 略

9 法第三十八条の二第九項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、被災受贈者とその居住の用に供する家屋(その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。)で相続税法の施行地にあるもののうち、第二項各号のいずれかに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの又は確認を受けたもので建築後使用されたことのあるもの(同条第二項第三号に規定する耐震基準に適合するもの以外のものに限る。)とし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

10 15 省 略

(農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を貸し付けた場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例)

第二十九条の二の二 法第三十八条の二の二第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第四十条の六及び第四十条の七の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 租税特別措置法施行令第四十条の六第二十項中「同項に規定する農用地利用集積等促進計画」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される法第七十条の四第八項に規定する農用地利用集積等促進計画(以下この項及び第二十七項において「農用地利用集積等促進計画」という。)」と、同条第二十一項第一号中「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律

五年政令第三百三十八号)第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とし、同号に規定する住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものは、同項第二号に規定する住宅用家屋が建築された日からその取得の日までの期間が二十年(当該住宅用家屋が耐火建築物(登記簿に記録された当該住宅用家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の財務省令で定めるものである建築物をいう。)である場合には、二十五年)以下であることとする。

4 8 同 上

9 法第三十八条の二第九項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、被災受贈者とその居住の用に供する家屋(その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。)で相続税法の施行地にあるもののうち、第二項各号のいずれかに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの又は確認を受けたもので建築後使用されたことのあるもの(同条第二項第三号に規定する耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。)とし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

10 15 同 上

(農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を貸し付けた場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例)

第二十九条の二の二 同 上

一 租税特別措置法施行令第四十条の六第二十項中「同項に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される法第七十条の四第八項に規定する農用地利用集積等促進計画(以下この項及び第二十七項において「農用地利用集積等促進計画」という。)」と、「同条第八項に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「

の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される法」と、同条第二十七項中「係る同項に規定する」とあるのは「係る」と、同条第二十八項中「(第八項」とあるのは「(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される第八項」と、「及び第八項」とあるのは「及び同号の規定により読み替えて適用される第八項」と、「もの及び」とあるのは「もの及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される」とする。

二 租税特別措置法施行令第四十条の七第二十項中「同項に規定する農用地利用集積等促進計画」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される法第七十条の六第十項に規定する農用地利用集積等促進計画(以下この項及び第二十七項において「農用地利用集積等促進計画」という。)」と、同条第二十一項第一号中「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される法」と、同条第二十七項中「係る同項に規定する」とあるのは「係る」と、同条第二十八項中「(第十項」とあるのは「(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される第十項」と、「及び第十項」とあるのは「及び同号の規定により読み替えて適用される第十項」と、「もの及び」とあるのは「もの及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される」とする。

同条第一項」とあるのは「同項」と、「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、同条第二十一項第一号及び第二十四項第一号口中「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される法」と、同条第二十七項中「同項に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、同条第二十八項中「(第八項」とあるのは「(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される第八項」と、「及び第八項」とあるのは「及び同号の規定により読み替えて適用される第八項」と、「もの及び」とあるのは「もの及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第一号の規定により読み替えて適用される」とする。

二 租税特別措置法施行令第四十条の七第二十項中「同項に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される法第七十条の六第十項に規定する農用地利用集積等促進計画(以下この項及び第二十七項において「農用地利用集積等促進計画」という。)」と、「当該農用地利用集積計画」とあるのは「当該農用地利用集積等促進計画」と、同条第二十一項第一号及び第二十四項第一号口中「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される法」と、同条第二十七項中「同項に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、同条第二十八項中「(第十項」とあるのは「(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される第十項」と、「及び第十項」とあるのは「及び同号の規定により読み替えて適用される第十項」と、「もの及び」とあるのは「もの及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項第二号の規定により読み替えて適用される」とする。

（法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条 法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）（附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する法律施行令の一部を次のように改正する。）

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第十八条の四 省 略

2 法第十八条の五第一項の規定により租税特別措置法第五十二条の二の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の四第一項各号に掲げる規定」と、同項第八号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十三条の四第一項各号に掲げる規定」とする。

（準備金方式による特別償却）

第十八条の五 法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第五十二条の三の規定を適用する場合における租税特別措置法施行令第三十一条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「前条第三項第一号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の四第二項の規定により読み替えられた前条第三項第一号」と、「前条第三項第八号」とあるのは「同令第十八条の四第二項の規定により読み替えられた前条第三項第八号」とする。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）
第十八条の四 同 上

2 法第十八条の五第一項の規定により租税特別措置法第五十二条の二の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の四第一項各号に掲げる規定」と、同項第九号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十三条の四第一項各号に掲げる規定」とする。

（準備金方式による特別償却）

第十八条の五 法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第五十二条の三の規定を適用する場合における租税特別措置法施行令第三十一条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「前条第三項第一号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の四第二項の規定により読み替えられた前条第三項第一号」と、「前条第三項第九号」とあるのは「同令第十八条の四第二項の規定により読み替えられた前条第三項第九号」とする。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第十九条 省略

239 省略

40 法第十九条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産が、租税特別措置法第六十五条の三第一項各号、第六十五条の四第一項各号、第六十五条の五第一項各号、第六十五条の五の二第一項、第六十五条の十第一項各号及び第六十六条の二第一項に該当することとなったこれらの規定に規定する土地等である場合における同法第六十五条の三から第六十五条の五の二まで、第六十五条の十及び第六十六条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

租税特別措置法第六十五条の三第一項	省略	租税特別措置法第六十五条の四第一項及び第六十五条の五第一項	省略	租税特別措置法第六十五条の五の二第一項	省略	租税特別措置法第六十五条の十第一項第一号	省略
	省略		省略		省略		省略
	省略		省略		省略		省略

第十九条 同上

40 同上
239 同上

租税特別措置法第六十五条	同上	同上	同上	同上
又は前三条	同上	同上	同上	同上
若しくは前三条又は震災特例法第十九条から第二十一条まで	同上	同上	同上	同上

租税特別措置 法第六十五條 の十第一項第 二号	又は前三條	同法第十一條	租税特別措置 法第六十六條 の二第十四項 第二号ハ	省 略	省 略	租税特別措置 法第六十六條 の二第十四項 第二号ニ	省 略	若しくは前三條又は震災特例法第十 九條から第二十一條まで	農住組合法第十一條	省 略	省 略
----------------------------------	-------	--------	------------------------------------	--------	--------	------------------------------------	--------	---------------------------------	-----------	--------	--------

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第二十二條の四 法第二十五條の四第一項の規定により租税特別措置法第

六十八条の十五の八の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の四十八（第二項を除く。）の規定の適用については、同条第一項中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三の二第二項の規定及び震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定を含む。）」と、「（同項）」とあるのは「（震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の十五の八第一項）」と、同条第三項中「同項

同上	同上		租税特別措置 法第六十五条 の十第一項第 三号		の十第一項第 二号
同上	同上	同上	同上	同上	同法
同上	同上	同上	同上	同上	集落地域整備法

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第二十二條の四 法第二十五條の四第一項の規定により租税特別措置法第

六十八条の十五の八の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の四十八（第二項を除く。）の規定の適用については、同条第一項中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三の二第二項の規定及び震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定を含む。）」と、「（同項）」とあるのは「（震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の十五の八第一項）」と、同条第三項中「同項

各号に掲げる規定」とあるのは「同項各号に掲げる規定（震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定、震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定を含む。）と、「が同項後段」とあるのは「が法第六十八条の十五の八第一項後段」と、「含む。」とあるのは「含む。」及び震災特例法第二十五条の二第十三項（第二号及び第五号に係る部分に限るものとし、震災特例法第二十五条の二の二第八項、第二十五条の二の三第八項、第二十五条の三第五項、第二十五条の三の二第五項又は第二十五条の三の三第四項において準用する場合を含む。）と、同項第三号中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定、震災特例法第二十五条の二第二項若しくは第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項若しくは第三項の規定又は震災特例法第二十五条の二の三第二項若しくは第三項の規定」と、「定める金額は、当該」とあるのは「定める金額、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下この項において「震災特例法施行令」という。）第二十二條の二第四項各号に定める金額、震災特例法施行令第二十二條の二の二第七項各号に定める金額又は震災特例法施行令第二十二條の二の三第四項各号に定める金額は、それぞれこれらの」と、同号イ中「当該」とあるのは「それぞれこれらの」と、同号ロ中「当該規定」とあるのは「それぞれこれらの規定」と、「次に掲げる」とあるのは「それぞれこれらの規定ごとに次に掲げる」と、同号ロ(1)中「第三十九條の四十三第六項第一号」とあるのは「第三十九條の四十三第六項第一号又は震災特例法施行令第二十二條の二第四項第一号、第二十二條の二の二第七項第一号若しくは第二十二條の二の三第四項第一号」と、「第六十八條の十三第一項」とあるのは「第六十八條の十三第一項又は震災特例法第二十五条の二第二項、第二十五条の二の二第二項若しくは第二十五条の二の三第二項」と、「同項」とあるのは「これら」と、同号ロ(2)中「第三十九條の四十三第六項第二号」とあるのは「第三十九條の四十三第六項第二号又は震災特例法施行令第二十二條の二第四項第二号、第二十二條の二の二第七項第二号若しくは第二十二條の二の三第四項第二号」と、「第六十八條の十三第二項」とあるのは「第六十八條の十三第二項又は震災特例法

各号に掲げる規定」とあるのは「同項各号に掲げる規定（震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定、震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定を含む。）と、「が同項後段」とあるのは「が法第六十八条の十五の八第一項後段」と、「含む。」とあるのは「含む。」及び震災特例法第二十五条の二第十三項（第二号及び第五号に係る部分に限るものとし、震災特例法第二十五条の二の二第八項、第二十五条の二の三第八項、第二十五条の三第五項、第二十五条の三の二第五項又は第二十五条の三の三第四項において準用する場合を含む。）と、同項第三号中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定、震災特例法第二十五条の二第二項若しくは第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項若しくは第三項の規定又は震災特例法第二十五条の二の三第二項若しくは第三項の規定」と、「定める金額は、当該」とあるのは「定める金額、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下この項において「震災特例法施行令」という。）第二十二條の二第四項各号に定める金額、震災特例法施行令第二十二條の二の二第七項各号に定める金額又は震災特例法施行令第二十二條の二の三第四項各号に定める金額は、それぞれこれらの」と、同号イ中「当該」とあるのは「それぞれこれらの」と、同号ロ中「当該規定」とあるのは「それぞれこれらの規定」と、「次に掲げる」とあるのは「それぞれこれらの規定ごとに次に掲げる」と、同号ロ(1)中「第三十九條の四十三第五項第一号」とあるのは「第三十九條の四十三第五項第一号又は震災特例法施行令第二十二條の二第四項第一号、第二十二條の二の二第七項第一号若しくは第二十二條の二の三第四項第一号」と、「第六十八條の十三第一項」とあるのは「第六十八條の十三第一項又は震災特例法第二十五条の二第二項、第二十五条の二の二第二項若しくは第二十五条の二の三第二項」と、「同項」とあるのは「これら」と、同号ロ(2)中「第三十九條の四十三第五項第二号」とあるのは「第三十九條の四十三第五項第二号又は震災特例法施行令第二十二條の二第四項第二号、第二十二條の二の二第七項第二号若しくは第二十二條の二の三第四項第二号」と、「第六十八條の十三第二項」とあるのは「第六十八條の十三第二項又は震災特例法

第二十五条の二第三項、第二十五条の二の二第三項若しくは第二十五条の二の二第三項」と、「同項」とあるのは「これら」と、同項第十一号中「又は第十四号に掲げる規定」とあるのは「若しくは第十四号に掲げる規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定又は震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定」と、同号イ中「当該」とあるのは「それぞれこれらの」と、「定める金額」とあるのは「定める金額又は震災特例法施行令第二十二條の三第二項、第二十二條の三の二第七項若しくは第二十二條の三の三第四項の規定により計算した金額」と、同号ロ中「当該規定」とあるのは「それぞれこれらの規定」と、「定める金額」とあるのは「定める金額又は震災特例法施行令第二十二條の三第二項、第二十二條の三の二第七項若しくは第二十二條の三の三第四項の規定により計算した金額」と、「当該各号」とあるのは「当該各号又は震災特例法施行令第二十二條の三第二項、第二十二條の三の二第七項若しくは第二十二條の三の三第四項」と、同条第四項中「又は第六十八條の十五の五第四項」とあるのは「若しくは第六十八條の十五の五第四項又は震災特例法第二十五条の二第四項、第二十五条の二の二第四項若しくは第二十五条の二の三第四項」とする。

2 省 略

（連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第二十三条の四 省 略

2 法第二十六条の五第一項の規定により租税特別措置法第六十八條の四十の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九條の六十九第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十三条の四第一項各号に掲げる規定」と、同項第八号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八條の四第一項各号に掲げる規定」とする。

（連結法人の準備金方式による特別償却）

第二十五条の二第三項、第二十五条の二の二第三項若しくは第二十五条の二の二第三項」と、「同項」とあるのは「これら」と、同項第十一号中「又は第十四号に掲げる規定」とあるのは「若しくは第十四号に掲げる規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定又は震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定」と、同号イ中「当該」とあるのは「それぞれこれらの」と、「定める金額」とあるのは「定める金額又は震災特例法施行令第二十二條の三第二項、第二十二條の三の二第七項若しくは第二十二條の三の三第四項の規定により計算した金額」と、同号ロ中「当該規定」とあるのは「それぞれこれらの規定」と、「定める金額」とあるのは「定める金額又は震災特例法施行令第二十二條の三第二項、第二十二條の三の二第七項若しくは第二十二條の三の三第四項の規定により計算した金額」と、「当該各号」とあるのは「当該各号又は震災特例法施行令第二十二條の三第二項、第二十二條の三の二第七項若しくは第二十二條の三の三第四項」と、同条第四項中「又は第六十八條の十五の五第四項」とあるのは「若しくは第六十八條の十五の五第四項又は震災特例法第二十五条の二第四項、第二十五条の二の二第四項若しくは第二十五条の二の三第四項」とする。

2 同 上

（連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第二十三条の四 同 上

2 法第二十六条の五第一項の規定により租税特別措置法第六十八條の四十の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九條の六十九第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十三条の四第一項各号に掲げる規定」と、同項第九号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八條の四第一項各号に掲げる規定」とする。

（連結法人の準備金方式による特別償却）

第二十三条の五 法第二十六条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第六十八条の四十一の規定を適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の七十第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「前条第三項第一号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十三条の四第二項の規定により読み替えられた前条第三項第一号」と、「前条第三項第八号」とあるのは「同令第二十三条の四第二項の規定により読み替えられた前条第三項第八号」とする。

(連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

第二十四条 省略

239 省略

40 法第二十七条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産が、租税特別措置法第六十五条の三第一項各号、第六十五条の四第一項各号及び第六十五条の五第一項各号に該当することとなったこれらの規定に規定する土地等である場合並びに同法第六十八条の七十六の二第二項、第六十八条の八十一第一項各号及び第六十八条の八十五第一項に該当することとなったこれらの規定に規定する土地等である場合における同法第六十八条の七十四から第六十八条の七十六の二まで、第六十八条の八十一及び第六十八条の八十五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

租税特別措置法第六十八条の七十四第一項	省略	省略
租税特別措置法第六十八条の七十五第一項及び第六十八条の七十六第一項	省略	省略

第二十三条の五 法第二十六条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第六十八条の四十一の規定を適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の七十第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「前条第三項第一号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十三条の四第二項の規定により読み替えられた前条第三項第一号」と、「前条第三項第九号」とあるのは「同令第二十三条の四第二項の規定により読み替えられた前条第三項第九号」とする。

(連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

第二十四条 同上

239 同上

40 同上

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

41
省
略

租税特別措置 法第六十八條 の八十五第十 四項第二号ニ	租税特別措置 法第六十八條 の八十五第十 四項第二号ハ	租税特別措置 法第六十八條	租税特別措置 法第六十八條 の八十一第一 項第二号	租税特別措置 法第六十八條 の八十一第一 項第二号
省 略	省 略	省 略	同法第十一條	又は前三條
省 略	省 略	省 略	農住組合法第十一條	若しくは前三條又は震災特例法第二 十七條から第二十九條まで

租税特別措置 法第六十八條 の七十六の二 第一項	租税特別措置 法第六十八條 の八十一第一 項第一号	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略

41
同
上

同 上	同 上	同 上	租税特別措置 法第六十八條 の八十一第一 項第三号	租税特別措置 法第六十八條 の八十一第一 項第二号	租税特別措置 法第六十八條 の八十一第一 項第二号	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	又は前三條	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	若しくは前三條又は震災特例法第二 十七條から第二十九條まで	同 上	同 上

附則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二の二の改正規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日から施行する。
